

第99回CFJ研修会

「子ども間性加害被害：調査権を持つのはどの機関？」

講師：山田 不二子（医師）

チャイルドファーストジャパン 理事長

2015年10月28日に協同面接に関する通知が発出され、2017年6月の刑法改正で監護者性交等罪と監護者わいせつ罪が新設されました。これによって、保護者による性虐待（性的虐待）についてはかなり対応が進みました。また、2021年6月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布され、2022年4月より施行されました。家庭外性虐待のすべてとは言えませんが、教育職員による性虐待については対応策の枠組みができました。

しかし、現実には、家庭内ではきょうだい間性加害被害が、また、親族内や保育所・幼稚園・学校等では子ども間性加害被害が相当数、発生しています。被害児にはケアが提供されたとしても、「被害児が加害児に対して処罰感情を持っていないから」「加害児が幼いから」といった理由で、加害児がなぜ、そのような性加害に及んだのかに関するアセスメントはなされず、その結果、加害児に対してケアは提供されていないのが実情です。その一つの原因は、調査権限を持つ機関が明確になっていないことです。この問題をみなさんと議論しましょう。

開催日：令和5年5月27日(土)
開催時間：午後2時00分～午後4時00分
会場：子どもの権利擁護センターかながわ

2階 研修室

※ ZOOMによる
オンライン参加ができます。

- * 受付：午後1時30分～
- * 定員：12名(会場の参加定員)
- * 参加費：学 生 550円
CFJ会員 1,100円
一 般 2,200円



会場地図(伊勢原市桜台一丁目5番31号
チェリーヒルズ金田 2階 B号室)
・伊勢原駅 南口から約300m、徒歩4分

お申込み方法:当法人ホームページからフォームにてご登録ください。

https://cfj.childfirst.or.jp/cfj_tr/

*お申込みは、5月18日(木)までとさせていただきます。

定員に達した場合は、その時点でお申込みを締め切らせていただきます。



〒259-1132
神奈川県伊勢原市桜台1-5-31 チェリーヒルズ金田 2階 B号室
電話:0463-90-2715 FAX:0463-90-2716
E-mail:info@cfj.childfirst.or.jp URL:http://cfj.childfirst.or.jp/

*CFJでは、子ども虐待・ネグレクトの専門家を対象に年4回の研修会を開催しております。
詳細は、当法人ホームページにてお知らせします！